

令和6年9月11日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇 部 市 議 会

宇部市議会総務財政委員会会議録

- 1 日 時** 令和6年9月11日（水）
午前9時58分から午後零時12分まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件** （1）議案第85号 工事請負契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）
（2）報 告 第4期宇部市債権管理計画について
（3）報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について
（4）報 告 指定管理者外部評価委員会の開催状況について
（5）そ の 他

4 出席委員（8名）

委員長	城 美 暁 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委員	河 崎 運 君	委員	甲 谷 理 温 君
委員	重 枝 尚 治 君	委員	時 田 洋 輔 君
委員	西 村 享 平 君	委員	松 岡 伸 一 君

5 欠席委員（1名）

委員 唐 津 正 一 君

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- （1）議案第85号 工事請負契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君
防災危機管理監	白 石 徹 君
防災危機管理課長	金 子 豊 君
同課副課長	江 本 賢 二 君

都市政策部

次 長	福 田 庄 吾 君
営繕課長	黒 田 未 来 君

- （2）報 告 第4期宇部市債権管理計画について

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君
-----	-----------

次 長 濱 原 貴 宏 君

収 納 課 長 松 尾 春 美 君

(3) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 濱 原 貴 宏 君

総 務 課 長 松 田 映 子 君

同課副課長 正 司 邦 雄 君

(4) 報 告 指定管理者外部評価委員会の開催状況について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君

次 長 濱 原 貴 宏 君

財産管理課長 羽 根 伸 宏 君

同課副課長 大 石 宗 孝 君

8 事務局職員出席者

書 記 高 木 徹 也 君

—— 午前9時58分開会 ——

委員長（城美 暁 君） 皆さんおはようございます。

時間が早いですが、そろわれましたので、総務財政委員会を開会いたします。

本日、唐津委員から欠席の旨、届出がありましたので御報告いたします。

本日の審査ですが、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（城美 暁 君） それではまず、議案第85号工事請負契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第 85 号について御説明申し上げます。

これは、宇部西消防署庁舎の新築に伴い、工事請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、防災危機管理課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

執行部 それでは、議案第 85 号工事請負契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）について御説明をいたします。

議案集 37 ページの議案第 85 号を御覧ください。

工事名は、宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事です。

工事場所は、宇部市厚南中央五丁目 6 番 22 号、請負金額は 5 億 5,979 万円。うち消費税額及び地方消費税額は 5,089 万円となります。

契約の方法は、一般競争入札で行っております。

工事の概要は、鉄筋コンクリート造地上 3 階建てで延べ面積 1,393.61 平方メートル。

契約の相手方は、新光産業・村田建設・今田工務店共同企業体で、代表者は、宇部市厚南中央二丁目 1 番 14 号、新光産業株式会社、代表取締役社長、沖将介です。

構成員は、宇部市芝中町 7 番 25 号、村田建設株式会社、代表取締役、村田輝文及び、宇部市助田町 1 番 37 号、株式会社今田工務店、代表取締役、今田忍武です。

建物の配置につきましては、議案集の 38 ページの参考図を御覧ください。

図面中央の斜線で示した部分が、庁舎棟及び訓練棟となります。

続きまして、議案説明資料により、工事概要の主な内容について御説明をいたします。

議案説明資料の 1 ページを御覧ください。

宇部西消防署庁舎の完成時の配置図を示しております。

出入口につきましては、図面上部の市道西宇部妻崎線からとなります。

点線で示した既設の消防署解体後の跡地につきましては、訓練スペースや来庁者用の駐車場として利用いたします。

また、庁舎の南側に職員用の駐車場を設置する予定としております。

次に、2 ページを御覧ください。

上側が訓練棟 1 階、下側が庁舎棟 1 階平面図です。

まず、訓練棟 1 階には、車庫や倉庫などを配置します。

庁舎棟 1 階には、事務室や会議室、車庫や出動準備室などを配置します。

次に、3 ページを御覧ください。

上側が訓練棟 2 階、下側が庁舎棟 2 階平面図です。

訓練棟2階には訓練スペースを配置します。

庁舎棟2階には、食堂やトレーニングルーム、仮眠室などを配置します。

次に、4ページを御覧ください。

上側が訓練棟3階、下側が庁舎棟3階の平面図です。

訓練棟3階には、訓練スペースを配置いたします。

庁舎棟3階には、訓練スペースを配置し、訓練棟と庁舎棟の間に、ロープ訓練時の安全対策としてネットを設置いたします。

次に、5ページを御覧ください。

上側が訓練棟R階、下側が庁舎棟R階の平面図です。

R階は、階数に算入されない塔屋及び屋上です。

各階の床面積は、1階の床面積が816.02平方メートル、2階の床面積が489.87平方メートル、3階の床面積が87.72平方メートル、延べ面積は1,393.61平方メートルとなります。

工期につきましては、議会議決後から令和7年9月30日までを見込んでおります。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

委 員（河崎 運 君） 南側の駐車場は、職員用という説明だったと思います。

今ここを見ると20台ばかり停められるようになっていますが、職員は何人ぐらいいらっしゃいますか。

執行部 現在、所属人数が42人で、日勤の職員が6人、現場職員は二交代制ですが、各係18人で、内訳としまして男性が16人で女性が2人となっております。

以上です。

委 員（河崎 運 君） 20台で足りるということによろしいですか。

執行部 足りると認識しております。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） まず、工期についてですけれども、先に庁舎棟を建築してから、旧庁舎棟を解体するという感じになるのですか。

すみません、ちょっと工期のことは書いていないのですけれども、イメージとしてそういう認識でよろしいですか。

執行部 工事の段取りといいますか手順としましては、既設の今ある消防署につきましては、今

のまま残します。そのまま、先ほど御説明させていただきました庁舎棟と訓練棟を建てます。その完成後に、既設の消防署を解体するようになっております。

以上です。

委 員（西村 享平 君） ありがとうございます。もう1点ほど質問があります。

関係資料の2階平面図ですけれども、先ほど河崎委員が職員数を伺って、要は仮眠室の配置で女性仮眠室が2室と、ほかの仮眠室が12室と4室の、合計18室という配置図になっているのですけれども。今、この女性の仮眠室が2室というのは、現在の職員配置のバランスで考えて、そういう配置になったということよろしいですか。

執行部 お答えいたします。一応この配置といいますか、数量の割振りにつきましては、現在の女性の職員が2人と先ほど御説明したのですが、それに合わせて設計もしているということになります。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。甲谷委員。

委 員（甲谷 理温 君） 関連していいですか、すみません。

先ほどの仮眠室ですけれども、西村委員がおっしゃったように、現状女性が2人ということで、今後女性が増える可能性が大いにあります。

現存の仮眠室は雑魚寝状態が多いです。宇部消防署は、半分パーティションというか、仮眠室が半個室になっているのですけれども、この仮眠室は個室になるのか半個室か雑魚寝なのか、もし分かれば教えてください。

そうすれば女性が増えても、多分いくらかでも変更はできると思うので。

執行部 お答えいたします。

今の女性用の2室の設計ですが、個室となっております。

委 員（甲谷 理温 君） その他の仮眠室については、どうですか。

執行部 男性用のその他ですか。

委 員（甲谷 理温 君） はい。

執行部 個室となっております。

委 員（甲谷 理温 君） ありがとうございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） 現行の敷地の中に庁舎を新しく建てて、現行の庁舎を解体と、当然そうだと思うのですが、工事が始まると、残地の大部分を工事車両とかで使うようになると思うのですけれども、現行の消防業務の中で、出動以外でいろいろ使うこともあると思うのですけれども、その辺を何か代替的にどこか違うところを使うとか、そういう措置があるのですか。

執行部 職員の駐車場……。

委員（重枝 尚治 君） いやいや、業務の話。日頃当然訓練をすることもありますから。

執行部 工事担当の営繕課です。

今、工事中の話ですけれども、工事車両につきましては、隣接の厚南体育広場のほうから出入りをしますので、現存の庁舎の消防の出動には影響いたしません。

委員（重枝 尚治 君） 出動の話は、今から聞こうと思っているのですけれども。

業務の中で、例えば日頃訓練をしたり、日常の中で救急とか本来業務以外の前準備のことであったりとか、そういう訓練をする敷地の大部分が工事で塞がれる状態になるから、何か代替の訓練用地ことは考えていらっしゃるのですか。

それで、出動の現行ルートは、道路の正面の市道西宇部妻崎線のほうに出動するわけでしょ。

今度庁舎が奥まったところに入りますけれども、その出動ルートはどうなるのですか。訓練棟がちょっと一部前に出たりしますよね。

ほかに市道の厚南中学校線がありますけれども、これ割と狭いですよね。あわせて2点お願いします。

執行部 工事中ということによろしいですか。

工事中につきましては、既設の消防署の中にある消防車は、それでいいということで、あとの訓練ですか……。

委員長（城美 暁 君） 違います。重枝委員が言われたのは、工事中に庁舎を新しく建てるところで、今も実際に訓練をしていたりするのですね。そういったことができなくなることについては、何か代替りの手段を持っているかという話をしているのです。

それとは別に、出動についての質問をされています。混同されているのでちょっと整理します。

執行部 訓練の話について、今、現行の消防署で工事中の打合せをさせていただいていますので、工事業者と消防署で綿密に打合せをしながら、訓練の支障にならないようにできるだけ配慮をさせていただきながら、工事を進めさせていただきたいと思います。

解体中、建設中、完成後の出入口につきましては、工事担当課から御説明させていただきたいと思います。

執行部 すみません、営繕課です。

既設庁舎の解体時につきましては、消防車両は、隣の厚南体育広場の出入口から回って、出動する形になります。

委員（重枝 尚治 君） そのルートしかないから多分そうだろうと思ったのです。逆に市道厚南中学校のほうは、道が狭いし。

晴れて現行の庁舎が解体されたときには、この訓練棟の横を通して道路に、出てくるということですか。

執行部 そのとおりでございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 議案説明資料ですけれども、新庁舎の柱の数が１８本ですか。車庫を含む１階平面図から１８本ということで、新しくできる庁舎の耐用年数。それともう１つが耐用年数内で、いろいろマイナーチェンジというか、中の改装などは、時代によって必要なものが生じたりということはあると思うのです。そういうことにも、柱があってそれ以外の壁とか、もし何か時代に応じた新しい業務、今、自分の中で思いつかないのですけれども。新しい機材だったりとか、新しい物品だったり、改装をする必要が生じた場合に改装をすることが可能なかなということが、ちょっと伺えれば。質問の意図が難しいですか。

執行部 現在の必要なものについては、この設計の中に反映をさせて建設すると思うのですが、将来そういう必要なものが出来れば、その段階で必要なものがあるかどうかの設計については、当然構造計算等をしまして、そのときに検討することになると思います。

以上です。

委員（西村 享平 君） ごめんなさい、もう１つの質問ですけれども。

設計上の耐用年数を教えていただければと思います。

最初の質問ですけれども。

執行部 鉄筋コンクリート造の建物で、一般的に言いますと６０年の耐用年数と見ています。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第８５号工事請負契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） はい、全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 付託された議案は１件だけですので、これからいくつか報告を受けたいと思います。

最初に、第４期宇部市債権管理計画について、報告したいとの申出がありますので、これを許可

したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、報告事項の最初の部分でございますが、この令和6年8月に、第4期宇部市債権管理計画を策定しております。この内容について、御報告させていただきます。

ここにつきましては、担当課長から報告を行います。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは第4期宇部市債権管理計画について、御報告いたします。

資料1の第4期宇部市債権管理計画（概要）を御覧ください。

適正な債権管理と円滑な回収事務を行うため、平成27年より3か年の債権管理計画を策定しており、このたびが第4期計画となります。

全体目標として、現年度分収納率の向上と収入未済額の削減の2つの目標を掲げて、これまで取り組んでまいりました。

この取組の結果、1ページ目の上のグラフになりますが、令和5年度は98.69%と平成27年度の98.05%と比べ、0.64ポイント増加しております。

また収入未済額は、下のグラフになりますが、令和5年度は約24億円と平成27年度の約47億円と比べ、およそ23億円減少しております。

それでは2ページ目を御覧ください。

第4期計画における対象債権は、令和5年度決算時において、おおむね収入未済額が100万円以上の債権を対象としており、以下の19債権となっております。

なお、前回の第3期計画から変更となった債権といたしましては、非強制徴収公債権の農業集落排水使用料、生活排水使用料が、令和5年度の収入未済額が約72万円であったことから、100万円未満になりましたので、本計画から対象外となっております。

一方、新たに対象となった債権は、私債権の最後の2つ、事業所設置奨励金返還金収入と、中央卸売市場使用料となっております。

次に計画目標ですが、引き続き、現年度分収納率の向上と収入未済額の削減を全体目標として取り組んでまいります。

債権全体の、令和6年度から令和8年度までの目標は、第1期から第3期計画までの実績に基づき、現年度分収納率は令和6年度98.85%、令和7年度99%、令和8年度99.15%と、各年度0.15ポイントずつ収納率を上げていくことを目標としております。

また収入未済額は、債権全体で令和5年度実績25億3,844万7,000円の、約20%以上の削減を目標としておりまして、令和8年度には20億3,055万円を目標としております。

次に、全債権共通の取組方針ですが、以下の3つの方針を掲げております。

まず1つ目は、新たな未収債権の発生防止です。

納期内納付の推進として、市税等の口座振替申込手続を、金融機関の窓口に出向くことなくオン

ラインによる申込みを可能とする、WEB口座振替受付サービスの導入を新たに検討してまいります。

また、現年度分の滞納整理の強化と早期催告を実施することにより、滞納額を増加させないよう取り組んでまいります。

2つ目は、滞納繰越債権の縮減です。

滞納の早い段階で財産調査を実施し、滞納整理を行うとともに将来的に資力の回復が見込めない回収不能債権につきましては、適正に不納欠損処理を行い収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

3つ目は、全庁一体となった取組の推進です。

市の財政の健全化と市民負担の公平性を確保するために設置された、宇部市債権管理回収対策委員会において、取組に対する意思統一と情報共有を図るとともに、複数の債権にまたがる滞納事案については、収納課をはじめとする各課が連携し解決に向けて取り組んでまいります。

続きまして、資料2の第4期宇部市債権管理計画を御覧ください。

こちらは、ただいま御説明いたしました内容のほかに、4ページから11ページにかけては、各債権の過去3年間の実績と目標値、また目標達成に向けた取組内容を掲載しております。

あと12ページ以降につきましては、第3期計画の取組結果を掲載しております。

なお、同様のものを市ウェブサイトにも掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

以上で、御報告を終わります。

委員長（城美 暁 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、報告について、質疑等ありませんか。重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） この債権回収を進めていく、その組織的なものはどのようになっていますか。

今、最後に説明が出た債権管理回収対策委員会というのは、これは庁舎全体、今の本丸の部分が集まる組織でしょう。だから、要はその債権回収の1番前面に立つて行う組織の体制はどうなっていますか。

執行部 債権管理回収対策委員会ですが、こちらは債権の管理及び回収に関し関係部署と連携し、適正な管理及び円滑な回収事務を行うことにより、収入未済額の削減を図っていくために設置されたものであります。

この委員会の委員長は副市長、副委員長は総務部長、委員はこの宇部市債権管理計画に掲載されている各部の部長となっております。

その委員会の下に幹事会がございまして、幹事長は総務部次長、幹事はこの債権管理計画に記載されている各課の長となっております。

以上でございます。

委員（重枝 尚治 君） 債権管理回収の対策委員会が全庁的な組織というのはそれで分かりますけれども、実際に債権回収を行う最前線の現場組織はどうなっていますか。最近では何とかチームがやるのですか。

この債権管理回収対策委員会で、全体的に徴収業務をやるわけではない。業務の1番の現場は、どういう組織ですかということです。

執行部 お答えいたします。

債権につきましては基本的には債権の事業担当課それぞれが徴収業務を行っているのが実態でございます。

ただ、困難事案でございますとか、例えば、国民健康保険料とか介護保険料の滞納者で重複する事案については、収納課の中に債権管理回収係がございます。

ここが、例えば公的な手続でございますとか、あるいはかなり高額な滞納者で、それも複数債権に渡るような債権者の部分についての差押え業務でございますとか、そういったものは、その係がやっています。

基本的には各主管課で、徴収業務を行っているのが実態でございます。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 概要2ページ目の1番下の取組方針の②ですけれども、回収見込みがない債権の適正な不納欠損処理は、債権として残したまま、帳簿上不納欠損の処理をするという意味ですか。

例えば、分かりやすい例で私債権だと、時効の援用が債務者から出てこないで債権として残り続けるのですよね。ここの意味はきちんと債権をなくした処理をした上で不納欠損か、それとも債権を残しつつ不納欠損で、帳簿上で残っていたら嫌だからと、どういうふうに捉えたらいいのかなという確認です。

執行部 私債権につきまして、今、委員さんがおっしゃったとおり、債務者からの時効の援用の申出がないと時効が成立しませんので、きちんとそういった債権放棄の手続を経た上で、債権放棄をしたときには議会にも御報告するようになっております。

そういった手続を経た上で欠損と、適正に不納欠損していくという形になります。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。甲谷委員。

委員（甲谷 理温 君） 資料の2で、結果説明が項目ごとにたくさん書かれているのですが、ほとんどの項目が令和2年度と比べて令和5年度になっているので、なぜ令和2年度と令和5年度を比べたのかをちょっと教えていただきたい。

令和2年度は、資料1では現年度分収納率の推移のところでカクッと落ちているのですよね。令

和2年度は何があって落ちたのか教えていただきたい。

落ちたところを基準に、令和5年度の成績を書かれてもちょっと何か誇張表現かなという気がいたします。

執行部 計画の1番最後の12ページから第3期の取組結果の実績が、なぜ令和2年度からかということでしょうか。

委員（甲谷 理温 君） 令和2年度と比べて、令和5年度はよかったですという結果報告が多いので、なぜ1番突出というか、へこんだ令和2年度とあえて比べるのかなということです。

そのへこんだ部分の令和2年度は、何があったのかを教えていただきたい。

執行部 第3期計画をつくるに当たりまして、令和2年度の実績をもとに令和3年度、令和4年度、令和5年度の3か年の計画をつくっております。

このため、第3期計画の取組結果として、計画をつくるときに基準にいたしました令和2年度と比べて、最終年度の令和5年度がどのように変わったかということで、令和2年度を基準に判断しております。

委員長（城美 暁 君） あともう1つ。令和2年度が少ない理由を教えてください。

執行部 令和2年度の正確な分析は、今資料を持ち合わせておりませんが、多分コロナの関係や対応と。これは国からも、例えば支払猶予の通知等もございましたので、その分やはり収納率の減につながってまいりますから、令和3年度の納付に、支払いを猶予したものが回っていくということで、落ちたのかなと思います。

委員（甲谷 理温 君） はい、ありがとうございます。

多分コロナの影響で人が動かなくなり、いろいろなものが停滞した影響かなとちょっと思いました。

今後、多分物価高が続きますので、また支払いの未収とか増えると思うのですが、ぜひ目標値が進むようによろしくお願いします。

以上です。

委員長（城美 暁 君） 部長さん今、ちょっと恐らくということだったので、委員会が終わった後に確認していただいて、もし違えば、また委員会に報告いただければと思います。

執行部 承知いたしました。改めてもう1回確認して報告させていただきます。（26ページに報告記載）

委員長（城美 暁 君） よろしくをお願いします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、第4期宇部市債権管理計画についての報告は終わりました。

委員長（城美 暁 君） 次に、宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、報告したいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 令和6年7月26日に、宇部市公文書等管理委員会の第1回を開催いたしました。

その報告内容につきまして、担当課長から報告させます。よろしくお願いします。

執行部 それでは、7月26日に開催しました、第1回宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、御報告をいたします。

本委員会は、宇部市公文書等管理条例により設置されたもので、公文書等の管理に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議されるものです。

委員は弁護士1名、学識経験者1名、報道関係者1名の合計3名で構成されています。

第1回目の委員会では、委員全員に御出席いただき、委員長、副委員長の選出を行いました。

その後、廃棄予定簿冊の歴史公文書等の妥当性について御審議いただきました。

なお審議は、令和6年度に保存期間が30年目となる公文書の中で、廃棄予定と選別した簿冊について、各委員に実際の簿冊を見ていただきながら、歴史公文書として保存すべきものがないかどうか御意見を頂きました。

10月に開催予定の第2回目の委員会では、廃棄すべきかどうか検討するように御意見をいただいたものの結果や、追加の廃棄予定の簿冊の妥当性について御審議いただく予定としております。

また、会議は原則公開ですが、一部の公文書に個人情報を含むものがあることや、会議を公開することで検討段階の率直な意見交換の妨げになる恐れもあることから、廃棄予定の公文書に関わる審議については、委員会の決定により非公開としています。

今後のスケジュールについては、記載のとおりです。

以上で、宇部市公文書等管理委員会の開催状況についての御報告を終わります。

委員長（城美 暁 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 委員構成が3名というのは、大丈夫なのかなと。条例は5名以内になっていたと思うのですけれども、なぜ3名でしょうか。いろいろな学識のある方に多く集まってもらったと思ったのですけれども、その確認です。

執行部 今、御質問のあった条例では、5人以内ですが、なぜ3人かということでございますけれども、今、3人の委員は、条例を制定する際も、公文書等管理条例の検討委員会の委員でいらっしやいまして、公文書の選別に関するところもよく御存じの委員であるということもございます。

また、他市に関しても、委員の構成として、弁護士、学識経験者、あと報道関係者の方の人数が複数になったりということはございますけれども、委員の構成の種類というかお仕事の種類として

は、3人ではありますけれども、1人ずついらっしゃると思っております。

ただ、まだ始めたばかりで、今後その選別をしていく段階で、もっとほかの視点からの必要性があるという委員の御意見等がございましたら、また状況に併せて増やしていこうとは考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、宇部市公文書等管理委員会の開催状況についての報告は終わりました。

委員長（城美 暁 君） 次に、指定管理者外部評価委員会の開催状況について、報告したいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、今年度で指定管理の指定期間が終了する2件の指定管理者について、外部評価委員会を開催いたしました。

その内容につきまして、担当課長から報告させます。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは御説明をいたします。

順位4の資料（報告）の、指定管理者外部評価委員会を見ていただければと思います。

こちらにつきましては、指定管理者外部評価委員会を開催したという会議の御報告になります。

資料1枚目のところに設置の目的を記載しておりますけれども、公の施設の主管課が実施しました指定管理者のモニタリング結果に関しまして、学識経験者等の専門的及び統一的な視点から、検証及び評価をすることを目的として、この委員会を開催しております。

委員構成につきましては、資料の4段目のところにありますけれども、弁護士、中小企業診断士、社会労務士と、山口銀行の方の4名になります。

開催日は、令和6年7月17日です。

審議事項につきましては、今、部長の説明と重なりますが、記載の2つの今年度で終了します宇部市旧宇部銀行館、それと宇部市地方卸売市場についての外部評価を行いました。

審査内容でございますが、資料の1枚目の下のところに書いてございますが、施設主管課が、指定管理者による施設の管理運営状況について、業務の履行状況、サービスの質、収支状況等、民間ノウハウの付加価値の4つの視点からモニタリングを行った結果を、4人の評価委員に再度確認していただくというようになっております。

2枚目を御覧いただければと思います。

2枚目が、外部評価委員会の結果でございます。

まず、宇部市旧宇部銀行館につきましては、総合評価がBで、4つの項目がそれぞれS、A、B、4点となっております。表の下に評価方法と書いてございますが、S、A、B、C、Dの5段階の評価になっておりまして、Bというところで標準と。5段階の内の3という評価になったところでございます。

もう1つの宇部市地方卸売市場につきましては、総合評価がCで、5段階中の4番目の評価でございます。

簡単ではございますが、指定管理者外部評価委員会の開催状況についての説明を終わります。

以上です。

委員長（城美 暁 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等ありませんか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） 評価ですが、両施設は、これ以前にされているのかどうか。モニタリングは、両施設とも今回初めてですか。

執行部 平成25年度からモニタリング結果を評価する外部評価をさせていただいております。指定管理の最終年度に評価をしておりますので、5年間指定管理をしていますので、この5年前に同じようにしています。

以上です。

委 員（西村 享平 君） 5年前に、宇部市旧宇部銀行館が指定管理されていたかどうか、ちょっと僕が勉強不足で分からないのですが、前回の評価と比べて、今、どのように変化していったかという資料がありますか。

執行部 お答えいたします。

まず、宇部市旧宇部銀行館につきましては、5年前の評価は、A評価、5段階中、上から2つ目のAという評価でした。

もう1つ、宇部市地方卸売市場につきましては、B評価、5段階での真ん中の3番目のBという評価で、両方とも5年前の令和元年度にさせていただいております。

以上でございます。

委 員（西村 享平 君） 評価としては、宇部市旧宇部銀行間はAからBの評価になった。

あと、宇部市地方卸売市場についてはBからCの評価ということで、もちろん前回評価された方も多分違うとは思いますが、評価がAからBとか、BからCに推移していったことに対して、この結果というものは指定管理を受けている方にも通知を、このように評価しました、というような感じで、しているということですか。

令和元年度と令和5年度で、指定管理をされている方にその評価というところ、公表というか、そういう報告があったとき、通知をされているのであれば、どういうふうに相手方の指定管理の方が受け止めていらっしゃったのかなというのがちょっと気になりました。

委員長（城美 暁 君） 評価結果を、伝えているかということですね。

委 員（西村 享平 君） まず1点目が伝えているかということと、伝えたことで、指定管理を受けている方はどういうふうを受け止めていらっしゃるのかなというところです。

もし、結果の公表をされているのであればということです。

執行部 指定管理のスケジュールでございますけれども、9月上旬に外部評価結果を公表することになっておりまして、そのときに併せてお知らせするというので、公表する準備は今、ほぼできている状況ではございますけれども、今から進めていく形になります。

以上です。

委員長（城美 暁 君） まだ公表されていないということで、相手がどう捉えているかという答えはできないのですけれども、公表されることによって、相手と意見交換のようなものまでされるのですか。ちなみに、公表するだけですか。

執行部 意見交換いたします。

委員長（城美 暁 君） そうなのですね。そういうことです。

委 員（西村 享平 君） 大丈夫です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。河崎委員。

委 員（河崎 運 君） 宇部市旧宇部銀行館は指定管理者が変わっていると思うのですが、宇部市地方卸売市場はずっと変わらずにあって、今回の評価がCですけれども。

委員長（城美 暁 君） 変わっていないです。

委 員（河崎 運 君） 宇部市旧宇部銀行館は、変わるのではなかったですか、変わっていませんか。

執行部 令和元年度までと、今回の令和5年度までは変わっていないです。

委 員（河崎 運 君） ああそうか。今まで変わっていないのか、ごめんなさい。

それで、特に宇部市地方卸売市場は、サービスの質とか、民間のノウハウのところで最低ランクがついているわけですが、代わりになるような候補者が出てくる可能性はあるのでしょうか。

執行部 今、宇部市地方卸売市場の指定管理業者について評価がCで、特にサービスの質のところは、1番低いDランクになっております。

この状況も踏まえまして、産業経済部でも、今後の指定管理の在り方、あるいは直営の体制に戻すとかついても、この業者の選定は、実際になかなか、今、委員おっしゃいましたとおり、代わる業者がいらっしゃるかということもございますので、運営の体制を含めて検討をしているというのは聞いております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） 1者しか、前回も手が挙がっていない状態なのですか。

そうなのですね。はい。大丈夫です。

委員（時田 洋輔 君） まだ募集をかけていないですね、今回。

委員（重枝 尚治 君） 前回も指定管理者制度になってからずっと。

委員長（城美 暁 君） はい、ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） 評価結果に驚いたのですが、民間ノウハウのところは0点となっています。

これ、5段階で1から始まるのではなくて、まず0という評価で5段階。1、2、3、4、5。5点満点で評価して0点というのは、これ、間違いないですね。

執行部 間違いございません。

委員（重枝 尚治 君） だから、0、1、2、3、4、5で、それぞれ何か判断の基準があって、それに適合したから0点になったということでしょう。

執行部 お答えします。備考欄に記載させていただいておりますけれども、もともと提案されたときに市場活性化や魚の普及、商品普及に関することがありましたけれども、新型コロナウイルスの関係でコロナ禍が終わって5類に移行後も、そういった取扱いの実施を控えられたというところが、本来の提案ができていないということで、0点という形で主管課がつけて、外部評価委員会もそのままになっております。

以上です。

委員（重枝 尚治 君） なるほど。はい、それは分かりました。評価は評価ですからね。

それで、今後、ちょうど5年満期で、この2つが、次のまた指定管理者を募集するわけですが、この外部評価の結果というのは、次の選定のときにどういう位置づけになるのですか。

参考資料になる、あるいは選定の中のどこかのポイント的なもの、対象になるのですか。

執行部 お答えいたします。

次の審査の加点・減点で反映をさせていただくようになります。

Bが5段階で真ん中でございますので、B評価につきましては、加点・減点なしという形になります。SとD、1番上と1番下に対しましては、次にされる審査点の5%、プラス5%もしくはマイナス5%の加点・減点評価と。真ん中、AとC、4点、2点につきましては、プラスマイナスにそれぞれに2%の加点・減点という形になるという、もともとそういう設定でさせていただいております。

以上でございます。

委員（重枝 尚治 君） それともう1つ確認ですけれども、これの基になったものが担当課で実施したモニタリング調査の結果。それを外部評価委員が、資料を基にこの結果を出していたのですけれども、そもそもモニタリング調査は、これは指定管理者に対して毎年度行っているものですか。

執行部 はい。毎年度実施いたしております。

委員（重枝 尚治 君） 毎年度するけれども、今年の更新のときには、特にこのモニタリング調査の部分が重要な調査になるということですね。

執行部 はい。

委員（重枝 尚治 君） 分かりました。

委員長（城美 暁 君） ちなみにちょっと1つ先ほどの件で。

加点・減点以外で、この結果が、例えば、次の業者を選定する際に、参考資料のようなものになったりはしないのですか。加点・減点だけですか。

例えば、同じ業者が出てきてサービスの質がゼロだったということは、次の業者選定のときに、こういう結果を決められる方々に提供をしたりはしないのですか。あくまで点数だけですか。

執行部 業者選定に当たりましてはやはり、新たにもう一度プロポーザルを開始して業者を公募してという、その中のプロポーザルの提案書を採点いたしますので、基本的には過去の実績については、2ページ目の1番下にあります加点対象には使わせていただきますけれども、あくまでプロポーザル審査においては、そのときの提案内容で審査するようになると思います。

だから、あくまでここは、過去がこうだったという加点・減点には使わせていただきますけれども、新たな業者選定においてはやはり、次の指定管理期間でどういうサービス提供を行っていただくかというところをしっかりと審査した上で、事業者を決定させていただくようになりますので、加点・減点にはなりますけれども、特にこれが、直接その業者側の何かの評価につながるということにはならないのかなと思います。

以上です。

委員長（城美 暁 君） そうなのですね。

いいことはあれですが、問題を起こしたということは、一切その次の業者選定のときに、評価される方々には情報提供されないということですね。

これは問題があるから点数が低くなっているわけでしょう。

でも、減点という形だけで、では何が問題だったのかということは伝わらないですよ。

当然、新しい提案の中に、私たちはこういう問題点があったので、こういうふうに改善しますと律儀に書いてあればいいのですけれども、内容が書いていなければ、過去、指定管理を受けていたときにどういう問題があったのかということが分からない。

その分からない状態のまま減点をされているので何かあったのだろうという臆測の中で、業者選定をしなければいけないということになるのですか。

執行部 先ほど課長も答弁いたしましたけれども、この指定管理者のいわゆるモニタリングは全施設に対して毎年主管課が行います。

その主管部局が行ったモニタリングの情報は、市民の皆様方に対して毎年公表をしています。

その中で、先ほどの例えば民間のノウハウとか、サービス提供、サービスの質とかについての、

指摘事項があれば、公表しているという形をとらせていただいておりますので、その時々指定管理者の評価については、市民側にはきちんと公表しているという形をとらせていただいております。

委員長（城美 暁 君） 評価をされる方にも情報は伝わっているという前提で、評価をしていただいているということですか。

その都度公表されているので、あえて評価をされる方に、過去の評価の実績という内容については伝える必要はないという考え方ということですか。

ちょっとしつこくて申し訳ないのですが、重要だと思うのですよね。

どういう指定管理において、どういう管理をされてきたかという。

執行部 今、9月上旬をめどに公表はしていますけれども、次の、例えば今度、宇部市旧宇部銀行館の分がまた翌月という中で委員に個別に渡すということはしていなくて、公表しているだけで今とどまっているのが現状です。

委員に個別に、より丁寧に説明ということは、現在はしていません。あくまで、広く皆さんに公表しているということなので、見ようと思えば見ることはできますけれども、こちら、財産管理課から委員に個別に御説明に上がるということはしてありません。

委員長（城美 暁 君） 重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） ちょっと関連して。思ったのですが、

今、結局総合評価のところの評価によって、次もし選定で、新しいところが手を挙げた。そして競争になったときに、それが審査対象になって、現行の事業者で評価がよければ、プラス加点になる。この評価が悪かったら逆にマイナスになる。それは公平なルールだと思うのですよね。

その総合評価のもとになるのが1から4で、例えば今の問題の宇部市地方卸売市場も、Sもあって、最高があつて、民間のノウハウの最低がある。この4つの項目を含めたものが総合評価になるから、あくまでも現行の指定管理者としての能力とか、いろいろ評価の部分がそういう評価で出てきて、次に継続して手を挙げたら、プラスになるかマイナスになるかという話ですよ。ということですね。

それでいいと思うのですよ。

この現行の事業者は、当然、次もやろうと思えば市が評価した自分の評価を見て、足りない分を補おうとしないと厳しい選定にもなります。

逆に、新たな事業者が、応募してきて競争で頑張ろうと思えば、現行の事業者の足りないところを参考にすることになります。

結局、この調査自体がそうやって次に生きてくるわけだから、あとはどうなるかの話ですよ。

委員長（城美 暁 君） 委員長がずっとしゃべっていて申し訳ないのですが、それでいくと私としては、評価する方が生かせていないから問題だと言っているわけです。

募集する方は生かしますよ、当然。何が悪いかも分かっている。

ただ、評価する方は、減点・加点かでしか、分かっていないので、何が問題なのか、実際その問題点がきちんと次の提案に生かされているかということが、問題点が加点か減点かでしか分かっていないのだから、評価のしようがないのです。改善されているかどうか、含まれているかどうかということが詳しく見えないと思うのです。

だから、もし問題がないのであれば、公表されているということであれば、ぜひその評価する方に、これまでのモニタリング結果も含めて資料としてお渡しすれば、よりいい評価の業者の選定ができるのではないかなと単純に思いました。

執行部 指定管理に関しましては、評価委員会を書いているとおり開催いたしまして、これは、基本的に外部委員に過半数入っていただくという形の評価をさせていただきます。

それで、今、御指摘いただいております過去の評価を、どこまで活用するかということでございますけれども、やはりその客観的な評価を、これから先の提案に対する客観的な評価で業者を選定していくことは、大原則だと思うのです。

そうしますと、例えば、評価が悪い業者、逆にすごく高い業者になりますと、やはり、過去の高い評価点が個人の中の評価の中に入ってくるということになると、そこで客観性、新たに参入しようとする指定管理の業者に対して、いかに、例えばすばらしい提案があったとしても、そこで従前の評価が入ってくることによって、公平、客観的な評価が行われなかったということが、やはりあってはいけないことだと思うのです。だから、あくまでプロポーザルを行うことに関しましては、その指定期間に対するサービス提供の内容でございますとか、ここをやはり客観的に評価して決めていくということは、必要だと思います。

その中で、過去のこういったものをいわゆるインセンティブとして活用するということは、現状の指定管理者に努力をしてくださいというところなのですね。

だからそこで、サービス提供を一生懸命やっただけでないことは、逆に次のときにマイナスになりますよと。でも頑張ればプラスになります。ここは、現状の業者のインセンティブを与えるためにあるものであると。

評価については、客観性、公平性というものが1番大事になってくるところでございますので、やはり提案されたものを客観的に評価していくということでさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

委員長（城美 暁 君） 最後にするのですけれども、評価における客観性とか公平性を言われるのであれば、そもそも加点・減点をしている時点でどうなのかなと思います。その評価だけの公平性、客観性ということであれば、これまでの実績を加点する、減点するという時点でそもそもどうなのかなという考えもあると思うのです。

いずれにしても、どこまで生かすのか、どこを生かすのか、それによって公平性が担保できるの

かというところについては、議論していただければいいかなと思うのですけれども。ぜひ、こういう評価を毎回されて、最後はしっかりとまた大きな評価もされるので、ぜひ次に生かせるように、また行政の方だけではなくて、評価する方にも生かせるような、そういう仕組みを考えていただけたらいいかなと思います。

これちょっと要望ということで、すみません。委員長の私がしゃべってしまいました。

ほかにありますか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 宇部市旧宇部銀行館は、都度5年ごとに指定管理者が変わることも簡単だろうと思うのですが、宇部市地方卸売市場の運営に関して、今、漁業協同組合がやられていると思うのです。代わりというのは簡単ではない。

委員（重枝 尚治 君） 漁業協同組合ではない。

委員（河崎 運 君） 漁業協同組合ではないのかな。別の組織がやるということは簡単なのでしょうか。

執行部 ちょっと担当部局ではないので、把握できていないところもあります。

ただ、今までの指定管理の応募、あるいは業者を拝見いたしますと、やはりずっと1者というところがございますので、なかなか、今、河崎委員がおっしゃいましたとおり、他者の参入は、厳しい状況ではないかなと思います。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 委員長に提案なのですからけれども、今、皆さんとても関心を持って、さらにいろいろ気になるところもあるので。そもそもチェックシートでどのような評価がされたのか、それをもとにこの評価委員会をやっていますから。ちょっとチェックシートそのものを見てみたいと思いませんか。総務部から、提出してもらいませんか。

委員（重枝 尚治 君） モニタリング調査の内容。

委員（時田 洋輔 君） 内容のあれになっているチェックシート。そもそもチェック項目そのものの評価というところ。

委員長（城美 暁 君） 集計前のもの。

委員（時田 洋輔 君） そうそう、そうです。これだけでは結果しか見えていなくて。

委員（重枝 尚治 君） どういう視点で、どういう調査をしているか。

委員（時田 洋輔 君） そうそう、そうですね。

委員長（城美 暁 君） 皆さんいかがですか、資料。よろしいでしょうか。執行部、どうですか、すぐ出せますか。

執行部 外部評価につきましては、どのように評価をするかといいますと、毎年先ほど申しました主管課がチェックシートに基づいてモニタリングを実施すると。

それで、外部評価委員が評価されるときは、主管課がつけたチェックシートと、主管課が立ち会って、そこのどういう評価をしたのかというのを、改めてチェックするという体制をとっていますので、同じチェックシートを使っております。

これは特に問題ないと思いますので、お渡しすることは可能だと思います。

委員長（城美 暁 君） すぐに出せますか。これで総務財政委員会は終わりなのです。次は分科会になってしまうので。一度総務財政委員会を閉じて、分科会に入って、資料が出てきたら再開みたいな話になると。

委 員（時田 洋輔 君） 今日確認したいなら、一旦委員会は暫時休憩にして、閉じずに分科会が終わった後に再開という手もありますけれども。別に急ぎでなければ。

執行部 確認ですけれども、モニタリングチェックの様式でよろしいのですよね。

委員長（城美 暁 君） 時田委員、どうでしょうか。

委 員（時田 洋輔 君） これを見ると、二重丸とか、丸とか、三角、バツで評価とあります。項目ごとに、そういう評価が入っているのではないかなと思うのですが。この書いてあるとおりでしたらね、評価方法。

執行部 宇部市旧宇部銀行館と宇部市地方卸売市場のいわゆるチェックシートは、主管課がどういう評価をして、外部評価委員会が、委員の方がどう評価されたかという得点が入ったものが欲しい。交付してほしいと。

委員長（城美 暁 君） そうですね。集計前のものが欲しいということで。

執行部 今、この外部評価委員会の評価結果自体、まだ公表しておりません。

先ほど申しましたけれども、チェックシートの様式自体、これは全然問題ないと思いますけれども、まだこの公表前の段階で、各項目、評価項目についての項目をお渡しするのはちょっと時期的にどうかなというところも実際ございます。そこまで御必要でしょうか。

宇部市旧宇部銀行館、それから宇部市地方卸売市場について、細部にわたる項目がありますけれども、そこにどういう評価が全部付けられたかというところまでが、御必要でしょうか。

それとも、ただ評価点、評価項目としてこういう視点で評価をしていますということで、私どもとしては、こういう視点を入れて評価をしていますというものを、ここでお渡しさせていただければ、どういう視点でもって評価をしているかということは、十分御認識いただけるのではないかと思いますけれども。

さらにそこに、評価の点のどこまで入っているかというもののまでが、やはり必要かどうかというところなのですが、どうでしょうか。

委員長（城美 暁 君） 評価は、公表されるまで取扱注意ということで私たちに配付いただければ、私たちも私たちだけの中でとどめておくことができますが、そういった資料配付の仕方でも過去何度もあったと思うのですけれども、そういった形でも出していただけませんか。

公表されるまで、私たちも取扱注意として扱います。それであれば問題ないのではないですか。

執行部 今の宇部市旧宇部銀行館につきましては公募中というか、募集をかけている段階で説明会を行ったりとかという状況なのですが。そういう段階で、こういう情報が出せるのかという、すみません、ちょっと即答が。

今、募集をかけて、次の業者を決めていくという段階ですけれども。

委員長（城美 暁 君） 時田委員はどう思いますか。

委 員（時田 洋輔 君） いや、もう委員長にお任せしますけれども、もし、その情報がというのは、やり方としてですよ。欲しいとかという意味ではなくて、委員長に任せますけれども、審査が終わるまでは絶対出さないという期間を設定して秘密会にすると。漏れたら罰則が出てきますから、そこまで徹底してというやり方の話で。やるという意味ではなくて。

そのようなことをしなくても、みんなで守りましょうで終わりかもですけれども。僕は別にそこまで、いや知りたいのは知りたいですけれども、あとは、委員長にお任せします。別に、はい。後になっても、私自身は構わないですし、あとは委員長に。

委員長（城美 暁 君） 秘密会までして皆さんに義務を負わせるか。

委 員（重枝 尚治 君） 一旦出しても、回収するか。

出しにくいなら出せるものだけでいいのではないですか。

委員長（城美 暁 君） そうですね。

委 員（重枝 尚治 君） 無理して、絶対見ないといけないという話では。

委員長（城美 暁 君） 現時点で出せるもので、ちょっと補足していただく。今出していただいているものよりも、詳しいものを出していただいて。それは出して問題ないものを出していただいて、説明していただくという形で資料は頂きたいのですが、それであれば、どうでしょうか。

執行部 やはり、外部評価委員の評価が外部に出ることになりますと、正直申し上げまして、今後の評価に影響が考えられないこともございません。

そういうことで、できればチェックシートのひな形というか、様式だけ、こういう項目をチェックしているのですよというものは、これは当然委員の皆様方にも見ていただいて全然問題ございませんので、そこでちょっととどめていただけないかなというのが私どものお願いでございますが。

委員長（城美 暁 君） 個別具体的な評価は公表せずに、どういう評価項目があるかということについて資料として出していただくと。それは普通に公表されていますよね。

委 員（河崎 運 君） チェック項目。

委員長（城美 暁 君） 評価項目。

執行部 個別のチェックシートがあるのですが、そこについては公表はしていない。

委員長（城美 暁 君） していない。

執行部 はい。

委員長（城美 暁 君） ではそれをいただくということで、資料として。

委 員（河崎 運 君） シートの原紙をね。

執行部 分かりました。

委員長（城美 暁 君） その上で、その後、資料を説明いただくという形で。

委 員（重枝 尚治 君） そのチェックシートは、全部共通なのでしょうか。

執行部 共通です。

委 員（重枝 尚治 君） 施設によって少し違うものがあるとかではなくて、全部共通したものです。

委 員（時田 洋輔 君） ちょっと違うのではないですか。

委 員（重枝 尚治 君） 少しはあるのですか、施設によって違うものがあるのか。

委 員（河崎 運 君） 施設ごとによって違うのですか。

委 員（重枝 尚治 君） 多少は、1つ、2つはあるかもかもしれない。施設の特徴的なもので。

委 員（時田 洋輔 君） 宇部市地方卸売市場と宇部市旧宇部銀行館では、多分立場の特性とか。

委 員（河崎 運 君） 休憩したらいい。

委員長（城美 暁 君） 議事を進めていいですか。整理させていただいていいですか。

今、時田委員から御提案いただいた件で、提案のとおりのもものが、満足できるものが出てくるかというところとちょっと別なのですが。出せる範囲で資料を出していただけるということなので、その準備をしていただきたいのですが、一旦、ほかに質疑がないか確認をさせていただいて、もしこれで質疑がないということでしたら、一旦総務財政委員会を閉会させていただいて、分科会、総務部、最初にありますので、続けさせていただく間に準備していただいて、準備ができれば分科会終了後に総務財政委員会をもう一度開会して、説明を聞きたいと思いますので。取りあえずちょっと、ほかに質疑がないか確認させてください。

はい、西村委員。

委 員（西村 享平 君） すみません。多分関心事が大きいので、いろいろな質問が出ているのですけれども。そもそもその評価、指定管理の外部評価委員会として、いろいろな指定管理をされているところの評価は宇部市旧宇部銀行館と宇部市地方卸売のほかにも、評価の委員が入ってされていると思うのです。この評価というのは、今たまたまこう結果が出て、関心が増えている。関心というか、委員としては関心事の1つになっているのですけれども。評価というのは、そもそも、この施設もこの2施設もそうなのですが、生かされているのですか。生かされているというか、評価結果というものをいろいろな対象施設の方が結果を受けるのではないですか。それでそれは何か、担当課というか、渡して何か、その評価を受けた相手というのは、何かちょっと、悪かった

らきちんとその評価というものは、生かされている。それとも形式的に決まっているからこういうふうには評価しているのかという、ちょっと難しいですね、質問。

委員長（城美 暁 君） 西村委員、すみません。

さきほどの質疑の中に、モニタリング結果は時期が来たら、業者へ通知されて、意見交換をしていると言われたと思うのですけれども。

委 員（西村 享平 君） そうですね。

委員長（城美 暁 君） はい。そういった意味で、生かされていると。

委 員（西村 享平 君） 生かされているという……。

委員長（城美 暁 君） そういうふうにとれると思うのですが。

委 員（西村 享平 君） そうなのですか。

委員長（城美 暁 君） それ以外で、ということですか。評価しているだけですかと言われましてけれども、評価を出されているだけではなくて、評価結果を伝え、そしてヒアリングをされているというか、意見交換をしているというお話だったのですが。それ以外での生かされているかという話ですか。ちょっと理解ができなかったのですが。

委 員（西村 享平 君） すみません。

委員長（城美 暁 君） 評価をしているだけではないという答弁を、先ほどいただいています。

委 員（西村 享平 君） 評価をしている。すみません。その続きにはなるのかなと思うのですが、その意見交換した後で、意見交換されるということは共有されるということですよ。何か悪かったらこういうふうには改善していきますとか、相手方からこういうふうにはしていきますというのは、フィードバックはありますか。

執行部 財産管理課が指定管理をしている所管課とは別になりますので、当課としてはその評価結果をフィードバックしてお話をさせていただくということになります。その後につきましては当然、所管課にもお伝えしますので所管課と指定管理者とで、より改善してよりサービスを高めていくというやりとりになろうかと思っております。うちにどうこうというのは、個別に。はい。

以上です。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありますか。松岡委員。

委 員（松岡 伸一 君） 補足のような形になりますけれども、5年前の評価から両方とも下がっているわけですね、総合評価、結果的に。5年後、毎年、モニタリング調査をしていると。それを、結局5年間でやって、結果で下がっているわけで、フィードバックの結果は生きていないという結果だと思うのですよね、形としては、最終的には。

なので、そこには何らかの今後の取組が必要ではないかなとは思っています。そうしないと、外部評価をする意味がないというか。モニタリングをして、改善しなければいけないポイントが毎年分かっているのに、結果的に5年間たったら評価が下がってゼロ点がついているというのは、何の

フィードバックもされてないということだと思えるのですよ、結果として。

だからそれは今後の取組の中で、何らかの形をとらないと、多分指定管理者はプロポーザルをやっても、自分のところしか出ないからというところで。あまりその結果で、そういう中で、あまり競争意識も改善意識も持てていないのかなというところが、データからすると見受けられるので、そこは今からの取組を考えていかなければいけないところではないかと思っております。

委員長（城美 暁 君） 答弁を求めますか。部長に手を挙げていただいていますか。

委 員（松岡 伸一 君） はい。

執行部 この指定管理というのは、地方自治法上で定められておりますやり方の1つでございます。通常、通常の委託と違うところは、施設の管理、維持管理だけではなくて、運営まで任せるというところが大きな違いがある。そうなりますと、いわゆるサービスの質というものが非常に重要になってくるというところなのです。やはりどういうサービスを提供するかということが、直接運営の中にきちんと盛り込まれていって、そして住民サービスの向上につながっていくか。本来は、そういうところをきっちりチェックするために、このモニタリングがあるのです。だから、そこできっちりその住民サービスの質の低下につながるようなことはないか、あるいは本当に質の向上に、サービスの向上につながるような運営がされているかということ、毎年、主管課がチェックしていく。本来は、それを評価して、そこで点数がもし低いということであれば、当然そこで、業者に対して指導しなければいけないのです。改善を行ってくださいというところが、本来の目的でございますので、今、松岡委員がおっしゃいましたとおり、それがなかなか実務の改善につながっていないというのは、本市としても大きな課題であると思えます。

今後は、やはりモニタリングだけではなくて、そこからきちんと指導・改善につなげていくというところを、全庁挙げて徹底していく必要があると思えます。

以上でございます

委員長（城美 暁 君） 部長、やっているけれども、強化していくということですね。今の話だったら、やっているのですよね。やってはいるのですよね。

執行部 当然、モニタリングをしたあと、結果を返します。それに対してやはりサービスの向上、低い点があれば当然上げてくださいという指導をしているはずなのですが、なかなかそこが改善につながっていないというのも事実だと思います。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので……。

執行部 委員長。すみません。ちょっとよろしいですか。

この場をお借りしてすみません。

先ほどの、令和2年度の収納率が低かったというところでございます。改めて確認をさせていただきました。

やはり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症によって、経済的影響を受けたというところでありまして、国も地方自治法、例えば一部改正を行って特定の期間でございますけれども、年収が例えば20%落ちているという方については、納期限をさらに1年間延長しなさいと。その間の、例えば延滞金、それからそれを担保するようなものの提供なしに1年間延長しなさいという指示が出ております。この指示に基づきまして、本市も延長した件数が相当ございます。このあたりで、やはり収納率が落ちているというのが実態でございます。

以上で、よろしいでしょうか。

委員長（城美 暁 君） 甲谷委員、よろしいですか。

委 員（甲谷 理温 君） はい。

委員長（城美 暁 君） ありがとうございました。

以上で、当委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長（城美 暁 君） 委員長報告及び議会だよりに掲載予定の報告については、正副委員長に、御一任でお願いいたします。

それから先ほど、総務部に資料の提出を求めましたので、一旦ここで総務財政委員会を中断しまして分科会に移りますが、分科会終了後に午前中に実施したいのですけれども、何とか資料を準備していただいて、総務財政委員会を再開したいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

また、その他としまして、令和6年度の宇部市行財政改善委員会の開催状況についてということで、執行部から報告をどうしましょうかという話がありましたが、今回は委員長の判断で報告を受けないことにしたのですが、この宇部市行財政改善委員会で取り上げられている対象となる事業が分かるような資料を、タブレットに掲載しております。タブレットの1番右側にある資料ですね。こちらに分かる資料を上げておりますので、もし何か見て御質問等ありましたら、直接総合政策部に皆さんから言っていただけたらと思います。

それからもう1つ、その他としまして、行政視察の調査票をお配りしました。後ほど分科会終了に行政視察の詳細について少しお話をさせていただきたいと思います。

以上で、総務財政委員会を中断いたします。

——— 午前11時24分休憩 ———

——— 午前11時45分再開 ———

委員長（城美 暁 君） それでは、総務財政委員会を再開いたします。

指定管理者外部評価委員会の開催状況についての報告で、追加資料を出していただきました。

まず、この資料について説明をお願いしたいと思います。

執行部 それでは御説明をいたします。

左上にホッチキス留めをしている資料が、数枚ございますけれども。項目として4点、1番頭に業務の履行状況に関するチェックシートというのが、1つ目の観点でございます。

こちらの表につきましては、まず右側のところに評価、それぞれの項目が書いてあるところがございますが、評価のところに、まず指定管理の担当をしております主管課が評価をさせていただきます。これについて主管課が記載されたものを、外部評価委員会の皆さんに御提示をさせていただいて、外部評価委員会には主管課も来ておりますので、この採点に疑義がある場合はその場で御説明をしていただいて、審議するという形の流れになります。

業務のチェックシートが1枚目と2枚目で、3枚目が、2のサービスの質に関するチェックシートで、同じようにこちらにも項目とアンケート等もしますので、こちらの内容を書いていただくという形です。

それからさらに4枚進みまして、3が収支状況に関するチェックシートです。こちらが収支の状況でございますが、収支の状況を明記していただいた上で、その項目それぞれに対しても書いていただいたところを、それぞれ主管課が評価するという形になります。

4つ目、1番最後の紙は民間ノウハウのチェックシートということで、こちらに実施事業、取組項目を書いていただいて、どうだったかというところを書いていただくと。あくまで主管課が最初に全てをつくりまして、それを外部評価委員会にお渡しして、当日議論していただくというものでございます。

簡単ですが以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ちょっと補足していただきたいのですが、なかなかこの数字が実際に入っていないと分かりづらいところがあるのですが、それはしょうがないとして。今回の対象になった2事業者が具体的にどのシートの点数が悪くて、あのような結果になったか。逆にどのシートが高かったかというところぐらいは、御説明いただきたいのですが。

執行部 御説明をいたします。

まず、宇部市旧宇部銀行館でございます。こちらにつきましては、評価がそれぞれございますが、3の収支状況等がB評価で、この中では1番低い点数になっておりますので、下から2枚目、3の収支状況のチェックシートのところの収支状況等の評価が、B評価。この1番表の下にございます総合コメントのSが96点から100点、Aが90点から95点で、このBの70点から89点のところの範囲の評価点だったということです。

宇部市地方卸売市場につきましては、サービスの質のところ、まずDの評価になります。こちらにつきましては備考欄にちょっと書かせていただいたアンケート。3枚目がサービスの質に関するチェックシートとなっております、①が利用者アンケートと。この利用者アンケートが地方卸売市場につきましては、地方卸売市場に入られる業者になるのですけれども、その業者に対してアン

ケートをしております、そのアンケート結果があまり芳しくなかった内容でございます。

もう1つが、民間ノウハウがゼロ点ということで、この民間のノウハウが1番最後のページのところで、実際御提案されていたことが実施を控えられたということで、評価が低くなっているところでございます。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） はい、ありがとうございました。

質問等ありますか。重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） さっき言ったように、施設によって多少個別の違う質問とかチェックがあるので、性質上。

執行部 これは一覧になっておりますけれども、フォーマットは同じなのですけれども、該当がないところとか、チェックができないところが逆に斜線で引かれたりとかという形になったりいたします。

委 員（重枝 尚治 君） 施設によって特徴が違うところがあるから、全ての質問が全部一律ではなくて、施設によってはあるということ。

執行部 はい。

委 員（重枝 尚治 君） それとアンケートの話も出たのですが、当然それは所管課でさえ客観的に評価するためには、利用者のアンケートも当然になってくると思うのですよね。

あともう1つは、割と細かい項目なので、いろいろ市に提出の資料とかでも評価できるものもありますけれども、事業者に対して直接聞き取りをすることはあるのですか。

執行部 事業者の聞き取りは、もちろん主管課がさせていただいた上です。

委員長（城美 暁 君） 主管課が聞き取りをするのですか。

執行部 はい。主管課が、事業者の聞き取りもさせていただいて。はい。まずは……。

委 員（重枝 尚治 君） 窓口が聞き取りをするのですか。

執行部 はい。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） 7ページ目。下から数えて民間ノウハウ前の、3番の収支状況等に関するチェックシート、これ一例と書いてあるのですけれども。収支の状況というのが収入支出と項目で指定管理料から順に書かれているのですけれども、これは単年で評価、単年のものを書くという感じですか。

執行部 はい。単年でございます。すみません、ここ収支のところの収入と支出を入れておりますけれども、これはこのとおりではなくて、事業者、指定管理者ごとにここは実際の単語は変わります。

以上でございます。

委 員（西村 享平 君） 単年ということで、この評価される側というか、指定管理の方で受けている方というのは、評価されるのはランダムで3年とかではなくて、もう5年ごとということを知って、一応5年ごとという認識でいいですか。もう1つ確認したいのですけれども。

執行部 まずこのモニタリング調査自体は、毎年実施をしております。外部評価にかけるのは、指定管理の期間の最終年度というルールでさせていただきたいと思います。

以上でございます。

委 員（西村 享平 君） はい。ということは最終年度に評価を、評価というか、外部の評価を受けるということは、指定管理者側も分かっている。確認なのですが、分かっているということなのでいいのですよね。

執行部 はい。

委 員（西村 享平 君） はい。なので、この収支状況に関するチェックシート、毎年やっているというけれども、外部の評価を受けることが分かっているのであれば、これちょっと、例えば前年度にちょっと修繕費して、何かそういうふうにやって、修繕とかをしていないと、いかようにもできるのではないかなと思うのですよね。その収支の動かし方というのを。分かりますか。よい評価を受けるための仕組みがもし相手方というか、評価を受ける側が分かっているのであれば、例えば修繕が必要なものは先にやってしまって、徐々にその最終年度には、例えば話ですけれども、修繕費をかけないとか。要は収支をよくするための数字の見せ方というものを、どうにでもよくできるのではないかなと僕は思うのですけれども、それはどうですか、認識的に。

委 員（重枝 尚治 君） 金額が20万円以上は市がやるとか、小修繕は指定管理者がやるとか。

委 員（西村 享平 君） そうなのですから、

委員長（城美 暁 君） 直近の事業年度しか比較していないのですか。ヒアリングして毎年収支を把握しているのでしょうか。それも含めて見ているわけですよね、最終的には。

執行部 はい。評価点、今御指摘のとおり最終年の評価、これを活用しているという。例えばその次期プロポーザルのインセンティブの点数となっていますので、例えば指定管理が5年間あれば、5年間毎年主管課の評価というのは、モニタリングでやっていますので、今後ちょっとその5年間の評価の活用、単年ではなくて、最終年だけではなくて、最初から最後まで評価点を最終年の評価とあわせて評価をするとか、例えば平均点をとるとかそういうことについても、運用の見直しについては考えていきたいと思っています。

確かに御指摘のとおり、最終年のみの判断になっておりますので。だから、何と言いますか、最終年にだけ頑張って評価が高いという考え方としてはできないことはないわけでございますから、やはり指定管理期間の一定の評価をきちんと踏まえた中での、最終評価という捉え方もちょっと検討してみたいなと思います。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） 今の話だと、最終評価に年度ごとの評価が生かされていないということなので、これはちょっとまずいですよね。そこが担保されていなかったら、今、西村委員が指摘しているとおり、最終年度だけ収支をよくすればいいという話になってしまうので。業者はそのように思っていないことを願うばかりですけれども。

ぜひそういったことが通用しない仕組みをつくって、評価をしていただくということが必要だと思います。

ほかにありますか。甲谷委員。

委員（甲谷 理温 君） 地方卸売市場で問題となっていたサービスの質と民間ノウハウのところで、このチェックシートでいきますと取りあえず8ページではなくて3ページから始まるのですけれども、5ページに提案事業と自主事業、これ項目が空欄になっていて、また最後の民間ノウハウのページも全部空欄なのですけれども、この項目は誰が決めるのですか。

執行部 お答えします。

まず5ページ、こちらの自主事業につきましては括弧書きで選定時の提案ということですので、プロポーザルの企画提案のときに、出された内容をこちらに書かせていただいて、それがきちんと履行されているかというところのプラスの自主事業にはなりますが、ということになるかと思えます。

委員（甲谷 理温 君） 多分この空欄を、皆さん知りたかったのだと思います。

特に最後の民間ノウハウにゼロ点がつきましたよね。どういう項目で評価してゼロ点になったのが多分知りたかったので、これ空欄だと提出された意味が僕にはちょっと分からないと。項目が欲しかったですよね。

委員長（城美 暁 君） 時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 今の話に追加すると、提案されたりしているものなので、隠すようなものではないと思うというのが1点と、先ほどこれをフィードバックしてとおっしゃっていますが、令和4年度もゼロ点なのですよね。毎年ゼロ点が続いているのが本当にフィードバックされているのかなというところは、これは疑問。これは疑問だけで、今後きちんとお願いしますねということなのですが。

委員長（城美 暁 君） 執行部、ちなみに、今日はもう無理ですが、この実施事業とプロポーザルのときに提案いただいたものが入ったものを資料として、点数はいいですよ。点数は入ってなくてもいいですよ。どういった提案をされて、それを評価したのかと。評価結果はいいですけれども、そういったものをまたこちらに後日資料として提出していただけますか。

執行部 5ページの今の御指摘がございました自主事業の内容というのが、本日の委員会の報告の資料の中の備考欄に書かせていただいたサービスの質、民間ノウハウにつきましては、単語はち

よって書いているのですけれども、その単語がこちらに記載されるというような情報の内容にはなるのですけれども、これだけ書いてお出しするというのは。はい。

執行部 先ほどの、今課長も申しましたけれども、委員会の報告資料に概略はもう出させていた
だいておりますので、改めて別に出してはいけないものではございませんから、今、先ほどおっし
ゃったサービスの質の部分と、民間ノウハウの部分に事業者がどういう提案をしていたのかという
ところを、改めてまた資料として出させていていただいたほうがよろしければ、それはお出しいた
します。

委員長（城美 暁 君） 委員会を開くつもりはないですが、資料を提出していただいて、皆さ
んに共有したいなと思いますので、また事務局に提出いただけたらと思います。

執行部 承知いたしました。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。

ちなみにこの備考欄の、民間ノウハウの部分、記載がありますが、それ以外の事業も提案が入っ
ていますか。ここに書かれている備考に書かれているものだけですか。他にもあるのですね。

執行部 委員長。すみません。

それ以外の事業者からの当初の提案が含まれておりますので、それはお出しいたします

委員長（城美 暁 君） はい、分かりました。

ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、指定管理者外部評価委員会の開催状況に
ついての報告を終わりたいと思います。

委員長（城美 暁 君） 以上で、総務財政委員会を閉会いたします。

———— 午後零時12分閉会 ————

令和6年9月11日

総務財政委員会委員長 城 美 暁